

國債應募申込書

一 五分利國庫債券
(第四十六回) 額面

右應募致度申込候也

昭和三年三月 日

住所

氏名印

日本銀行
御中

取次店名

Blank box for branch name

欄 入 記 面 券 望 希						
十萬圓券	一萬圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚

保證金 円

大 阪
8.381.346
= 2.447.712
X .1481 =
X .0432 =

四年九月一日及十五日渡利子

五年三月一日及十五日渡利子

總額 49,132.36 圓 (仕用金扣除)

49,925.90 圓

内九月中支払

總額比

本店面振 29,500.14 圓

、600 圓

29,975.56 圓

大 阪 7,275.10 圓

、14 圓

7,394.03 圓

名 取 2,232.56 圓

、04 圓

2,156.80 圓

其 他 9,002.15 圓

、18 圓

9,146.44 圓

47,900.69 圓

、97 圓

48,672.44 圓

◎ 一月未現在仕金より、二月未要入物中、概算ノ和
下余ニ付、三月三限ノ利子取

算

昭和 年 月 日

100,000,000 + 100,000,000 = 100,000,000

日本銀行

業

備考
九月渡恩
元金
比

、2576
12215
、0765
、4444
、

四年九月一日及十五日渡利子

五年三月一日及十五日渡利子

總額 49,132.36 円 (代用金扣除)

49,925.90 円

内九月中支払

總額 14 円

本店預板 29,500.14 円

1,600 円

29,975.56 円

大 阪 7,275.10 円

1,481 円

7,394.03 円

支 店 2,123.25 円

1,043 円

2,156.80 円

其 他 9,002.15 円

1,832 円

9,146.40 円

47,900.69 円

48,672.45 円

◎ 一月末現在貸出金より、一月末貸入額中、未渡利子と
除いたものは、貸出金に算入

印

昭和 年 月 日

昭和五年

100,000.00 - 10,000.00 = 90,000.00

印

貯蓄銀行ノ國債應募豫約申込ニ付テハ申込額并ニ確定募入
ニ特殊ノ便宜ヲ與ヘラレタシ（日本銀行ニ對スル希望）

理 由

貯蓄銀行ハ國債所有ヲ必要條件トシ、~~預金~~預金支拂保證ノ爲ニスル供託中一
定額ハ國債ヲ以テ之ニ充ツルコトハ其法規ニ示サレタルカ~~依テ~~時ニ依テ
ハ採算ヲ度外視シテ之ヲ買入ル、ノ止ムナキ場合ナシトセス而モ國債券
集ニ際シ豫約申込ノ特典ナク且其額モ亦三拾萬圓以上ニ限定サル、爲ニ
貯蓄銀行ノ大半ハ不利不便ノ地位ニアリ更ニ又申込ノ場合其額ニ付投機
的考慮ヲ餘儀ナクサル、カ如キハ堅實ヲ主トスル貯蓄銀行ノ本旨ニ悖ル
モノトス、依テ貯蓄銀行ニ對シテハ取引ノ有無ニ拘ラス豫約申込ヲ許シ
其額ヲ相當程度迄減額シ豫約申込額ヲ以テ確定募入額トシテ優先權ヲ認
メラレンコトヲ望ム

元金 一〇・二〇〇・〇〇〇 圓

(五分利國庫債券第五十三回ノ乘換残リ)

利子 六〇・〇〇〇・〇〇〇 圓

合計 七〇・二〇〇・〇〇〇 圓

昭和 年 月 日

本 銀 行

六月中元利金支拂高豫想

(昭和四年十二月中ノ支拂高ニ據ル)

本店直拂 四〇、三四〇、〇〇〇 圓

大阪地方 九、九五〇、〇〇〇 圓

名古屋地方 三、一五〇、〇〇〇 圓

其他 一六、二七〇、〇〇〇 圓

計 六九、七一〇、〇〇〇 圓

期月後ノ支拂 四九〇、〇〇〇 圓

昭和 年 月 日

昭和五年六月一日渡内債利子總額 60,245,295.900

四年十一月一日渡 59,252,020.-

五年六月中支拂豫想寫 總數=計入割合

本店直扱	34,617,000.-	0.5746	34,045,115.-
大 股	8,542,800.-	1.1418	8,406,571.-
各右屋	2,705,020.-	1.0449	2,657,986.-
其 他	13,987,860.-	2.2317	13,722,898.-
合計	<u>59,852,680.-</u>	0.9930	<u>58,834,550.-</u>

昭和 年 月 日

元和建支排德志算出另法

用券入数	20614.050	六月一日取借他数	29995.175
存款	8101.450	存款用去他数	7304.250
			487.175

12512600

22203750 A

12512600 × $\frac{99}{100}$ = 12,137,222 $\frac{1}{10}$ 101.25 = 11,987,375 B

存款用券, 用券, 存款排他数

存款, 用去他数

A 22203750 - 11,987,375 = 10,216,375 C

年中存款借还数

每月利息查定数

用去他=存款利息

年中

60,244,539.64 - 241,145 = 60,004,251 D

用去他数 (他数)

用去他=存款利息

(存款) 7304.250 + (存款) 11,987,375 = 19,291,625 × 1.25% = 241,145.3125

E 10,216,375 + 60,004,251 = 70,220,626

注意

一 現金應募ト乗換應募ハ必ス別通ニセラレタシ
一 乗換應募ノ分ニハ必ス調印セラレタシ
一 下ノ欄内ニ希望券面種類枚數ヲ記入アラハ成ルヘク之ニ副テ様取計フヘシ
一 保證金及超過額ハ應募者ニ於テ記入セサル様致サレタシ
一 但書欄中不要トナリタル文字ハ抹消セラレタシ

國債應募申込書

一 五分利國庫債券
(第五十回) 額面

現金拂込

但五分利國庫債券(セ號)額面

臨時券(の號)額面

ヲ以テ拂込金ニ代用

右應募致度申込候也

昭和四年 月 日

住所

氏名印

日本銀行

利札
利札
欠附
欠附
缺屬
缺屬

店次取

欄 入 記 面 券 望 希						
五十圓券	百圓券	五百圓券	千圓券	五千圓券	一萬圓券	萬圓券
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚

超過額 円 _____

保證金 円 _____

70,200,000 x .5746 = 40,336,920

" x .1418 = 9,954,360

" x .0449 = 3,151,980

x .2317 = 16,265,340

491,400

元 10,200,000

利子 60,000,000

計 70,200,000

長崎支拂 40,340,000

大阪地方 9,950,000

名古屋 3,150,000

計 地 16,270,000

計 69,710,000

日銭 490,000

大坂

大坂

名古屋

計地

注意

一 現金應募ト乗換應募ハ必ス別通ニセラレタシ
一 乗換應募ノ分ニハ必ス調印セラレタシ
一 下ノ欄内ニ希望券面種類枚數ヲ記入アラハ成ルヘク之ニ副フ様取計フヘシ
一 保證金及超過額ハ應募者ニ於テ記入セサル様致サレタシ
一 但書欄中不要トナリタル文字ハ抹消セラレタシ

國債應募申込書

一 五分利國庫債券
(第五十回) 額面

現金拂込

但五分利國庫債券(せ號)額面

臨時券(の號)額面

ヲ以テ拂込金ニ代用

右應募致度申込候也

昭和四年 月 日

住所

氏名印

日本銀行

利札 利札
欠附 欠附
缺屬 缺屬

取次書

欄入記面券希望						
五十圓券	百圓券	五百圓券	千圓券	五千圓券	一萬圓券	圓券
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚

超過額 円

保證金 円

昭和 年 月 日

昭和五年九月 渡國債元利金支拂高豫想

總裁



副總裁



理事



昭和五年八月廿六日

營業局長



氏名印

取

希 一萬

行

額

元 金 一四・一四〇・〇〇〇 圓

(五分利國庫債券第五十四回ノ乗換残リ)

利 子 五〇・四二〇・〇〇〇 圓

合 計 六四・五六〇・〇〇〇 圓

昭和 年 月 日

九月中元利金支拂高豫想

(昭和五年三月中ノ支拂高ニ據ル)

本店直拂三八、六六〇、〇〇〇 円

大阪地方 九、二四〇、〇〇〇 円

名古屋地方 二、五七〇、〇〇〇 円

其他 一三、一二〇、〇〇〇 円

計 六三、五九〇、〇〇〇 円

期月後ノ支拂 九七〇、〇〇〇 円

昭和 年 月 日

5/9 支拂了復也

元整 14,140.000

五五(54) 乘換 3500

利息 50,420.000

64,560.000

地主拂 38,660.000

大改地分 9,240.000

名古敷 2,570.000

原地 13,120.000

計 63,590.000

日 銭 970.000

昭和 年 月 日

5.3. 演 總額 49914.000

5.9 演 總額 51214.000

三月中支托 49170.000 (1945)

内訳

" 本誌板 29,449.000 (1,59476)

三月中支托 50,445.400

内

" 本誌板 30,664.900

大 既 7,144,000 (1,14311)

大 既 7,329,300

名 既 1,949,000 (1,00944)

名 既 2,040,300

其他 10,144,000 (2,0329)

其他 10,411,300

昭和 年 月 日

元

代用券×總額 69,365,350. 九月償還元 79,994,725.
 長定本銀 34,360,800. 長定代用券總額 附 30,063,825.
 2,598,000.
 35,004,550. A 47,332,900.

~~47,332,900 × $\frac{96}{100}$ = 45,439,584~~

35,004,550 $\frac{96}{100}$ = 33,604,368. 長定以外,代用券=對公拂込額

33,604,368 ÷ $\frac{101.25}{100}$ = B 33,189,500. 上記,代用券總額

A 47,332,900 - B 33,189,500 = C 14,143,400. ~~14,151,400~~ 實際償還總額

利子

九月分利子査定總額 51,214,000. - 代用券總額, 對公利子 D 實際支拂額
 790,666 = 50,423,334.

長定代用券總額附屬 另他

30,063,825 + 33,189,500 = 63,253,325.

63,253,325 × 1.25% = 790,666 ⁵⁶. 代用券總額, 對公利子

C 14,140,000 + D 50,420,000 = E 64,560,000.

長定本銀 64,560,000 × 59.88% = 38,658,528.

大坂 > × 14.31 > = 9,238,536.

名古屋 > × 3.98 > = 2,569,488.

另他 > × 20.33 > = 13,125,048.

計 98.50: 63,591,600.

月 越 968,400.

日露戰後軍事費

昭和五年拾月參日

外國債發行額 ¥ 800,546,000

內國債發行額 790,000,000

合計 1,590,546,000

大務省編 (昭和八年)

才子五帝玉意會五領產房有自姓

昭和 年 月 日

[外國債]

明治 37. 5 第一回六分利英債公債 £ 10,000,000 ¥ 99,630,000

" 37. 11 第一回六分利英債公債 12,000,000 117,156,000

" 38. 3 第一回四分半利英債公債 30,000,000 292,890,000

" 38. 7 第一回四分半利英債公債 30,000,000 292,890,000

小計 82,000,000 800,566,000

明治 38. 11 第一回四分利英債公債 £ 25,000,000 ¥ 244,095,000 (國庫債)

合計 107,000,000 1,044,641,000

明治 40. 3 五分利英債公債 £ 23,000,000 ¥ 224,549,000 (六分英債公債 22,000,000 附換)

昭和 年 月 日

39.3 第一回國庫債券 15,000,000
 39.4 第一回國庫債券 10,000,000
 39.5 第一回國庫債券 25,000,000
 11.5 120,000

[内國債]

透列

明昭 37.2 第一回國庫債券 ¥ 100,000,000 (明36 新291)

" 37.5 第三回 " " 100,000,000 ("37.法.1)

" 37.10 第四回 " " 80,000,000 ("37.法.1)

" 38.2 第五回 " " 100,000,000 ("38.法.12)

" 38.4 第六回 " " 100,000,000 ("38.法.12)

小計 480,000,000

明昭 39.2 特別五分利公債(代) 200,000,000

" 39.6 " " (整) 110,000,000 (行營公債)

小計 310,000,000

合計 790,000,000

昭和 年 月 日

[参考] 起債根據法

明治 37. 法律第一号 臨時事件費支弁閣不付 ¥ 280,000,000 以内

" 37. 11. 勅令 228号 " " 120,000,000

" 38. 法律 第 12号 " " ¥ 55,000,000

" 38. 7. 勅令 第 174号 " " 300,000,000

" 39. 法律 第 1号 " " 363,000,000

明治 38. 10. 16. 日露講和條約批准公布

昭和 年 月 日

日露戰費下ニ發行シタル外債償調

發行年月	種名	發行額	發行地	基金額	根拠法
明治37.5	一回六分利付英債	10,000,000	英	5,000,000	明治37法1
37.11	二回六分利付英債	12,000,000	英	6,000,000	" " 勅138
38.3	一回四分半利付英債	3,000,000	英	1,500,000	" " 勅138
38.7	二回四分半利付英債	3,000,000	英	1,500,000	" " 勅138
38.11	二回四分利付英債	25,000,000	英	12,000,000	明治37法1 明治38法12
40.3	五分利付英債	23,000,000	英	11,500,000	明治37法1 明治38法12

※一、二回四分半利英債、大正十三年二月六分利付英債及六分半利付英債 = } 替換ニシル

◎二回四分利英債、昭和五年五月五分半利付英債及五分半利付英債 =

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和五年十二月渡國債利金支拂高豫想

總裁



副總裁



理事



昭和五年十二月廿四日

營業局長



十二月中國債利金支拂高豫相心

利子 五九・七四〇・〇〇〇〇円 (本月ハ元金ノ償還ナシ)

支拂高地方別内譯

(昭和五年六月中ノ支拂高ニ據ル)

本店直拂 三五・〇一〇・〇〇〇〇円

大阪地方 八・一二〇・〇〇〇〇円

名古屋地方 二・四八〇・〇〇〇〇円

其他 一・三二〇・〇〇〇〇円

計 五八・八一〇・〇〇〇〇円

期月後ノ支拂 九三〇・〇〇〇〇円

昭和 年 月 日

五年十二月一日渡内國債利率

總額

59,740.512.43

十二月中文排宛豫想

(總額: 計入割合)

本店並扱

350 / 1,524.51

0.58606

大 阪

8124 / 122.28

0.13599

名古屋

24844.0 / 0.56

0.04158

其 他

13,196.08 / 22

0.22089

計

58,815.729.14

0.98452

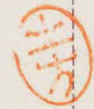
昭和 年 月 日



昭和 年 月 日

昭和六年三月渡國債元利金支拂高豫想

總裁



副總裁



理事



昭和六年貳月廿七日

營業局長



Handwritten notes on the right edge of the page, including the number 250220221523.

元金

三、一三〇、〇〇〇圓

(五分利國庫債券第五十五回ノ乘換残リ)

利子

四九、六一〇、〇〇〇圓

合計

五二、七四〇、〇〇〇圓

昭和 年 月 日

三月中元利金支拂高豫想

(昭和五年九月中ノ支拂高ニ據ル)

本店直拂 三二八〇〇・〇〇〇圓

大阪地方 七一九〇・〇〇〇圓

名古屋地方 二〇九〇・〇〇〇圓

其他 九七八〇・〇〇〇圓

計 五一八六〇・〇〇〇圓

期月後ノ支拂 八八〇・〇〇〇圓

昭和 年 月 日

撤回申出

昭和六年二月十日 書第ニ九号

横濱正金銀行

外國課長 柏木秀茂

日本銀行

營業局長 司城元義 殿

拜啓

於 Rothschild Freres 及弊倫敦支店
買入タル四分利佛貨公債利札特別
扱ノコト

從來掲記利札ハ買入店ヨリ利札番號表ト共ニ弊東京支店ニ送付有之、
全支店ハ右利札整理後貴行へ提出、更ニ貴行ニテ御檢札ノ上利拂相受
ケ申居候處右取扱方法ニ據レハ利札買入店ハ買入當日ヨリ代リ金受入
當日迄ノ金利ヲ考慮シ、買入相場ヲ加減スルノ必要有之其結果ハ公債
所持人ノ負擔ヲ増シ延テハ本債流通上ニ及ホス影響モ亦不尠ノ次第ニ
有之候、加之現物ヲ其儘附保郵送スルコトハ取扱上又經費上ヨリ見ル

モ最善ノ方法ニテハ無之様思考致候、就而ハ今後ハ内債外國拂ノ特例
ニ準シ

一、利札番號表ノ提出ニ依リ現物到着前ニ利拂ヲ受クルコト

二、右番號表ト共ニ現物ハ別便ヲ以テ郵送セル旨ノ買取店書信ヲ添付ス
ルコト

三、全時ニ弊行保證狀ヲモ添付ノコト

四、利札ハ買取店ニ於テ打貫ヲ施シ別便送付ノコト

ニ取扱方法改正願上度、尤モ右改正ノ結果ヨリ生スル一切ノ責任ハ勿
論弊行負擔可仕決シテ貴行ニ對シ御迷惑等相掛ケ申間敷ク候ニ付何卒
御詮議ノ上右改正方御取計ヒ被下度此段御願ヒ旁得貴意候 敬具

正金銀行の運用ニ引用セル「内債外金拂」の特例

海外ニ流通スル内國債利札横濱正金銀行ニテ
買入方ニ關スル件（明治三十八年十一月二十九日制定）

一、横濱正金銀行ハ其倫敦支店及紐育支店ニ於テ自己ノ營業トシテ海外ニ流通スル裏書ナキ諸公債證書及煙草專賣法ニ依リ發行ノ國庫債券並ニ普通國庫債券ノ利札ヲ時ノ爲替相場ヲ以テ買入ルヘキコト

一、横濱正金銀行金繰ノ都合ニ依リテハ倫敦支店及紐育支店ノ買入レタル利札ヲ本邦ヘ向ケ積出シタル事實ヲ當該地日本銀行代理店監督役ノ電報アリタルトキハ日本銀行ハ其利札ニ相當スル金額ヲ直チニ横濱正金銀行ニ支拂フヘキコト
前項ノ利札ハ横濱正金銀行ニ於テ要部打買ノ上回送スルコトヲ得

一、又横濱正金銀行ハ其金繰ノ都合ニ依リ前項ノ手續ヲ踏ミ支拂ヲ得タル

邦貨ヲ以テ之ニ相當スル英貨ヲ其時ノ爲替相場（本邦ニ於ケル當時ノ
賣建相場）ヲ以テ拂下ヲ請求スルコトアルヘク日本銀行ハ必要ト認ム
ルニ於テハ政府ニ對シ之カ拂下ヲ請ヒ同行ニ拂渡スモノトス

一、日本銀行ニ於テ横濱正金銀行ニ對シ前記第二第三兩項ノ便利ヲ與フル
コトハ政府又ハ日本銀行ノ都合ニ依リ何時ニテモ廢止スルコトアルヘ
シ此場合ニハ利札買入方ニ關シテハ別ニ協議ヲ遂クルモノトス

以
上

山本勝三

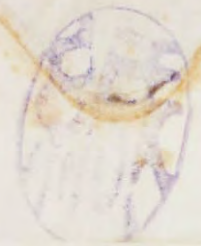
横濱正金銀行

呂業局

正金銀行外國課

山本勝三殿

至急特使



本銀行營業局

正金銀行外國課

山本勝三殿

至急特使



廢案

ロツチルド・フレール及横濱正金銀行倫敦支店
ニ於テ買入ラルル四分利付佛貨公債利札代リ金
受領方ニ關シ正金銀行ヨリ別紙ノ通申出
有之候處右ハ畢竟利札買入店ヨリ現物
ハ米國經由・利札番號表ハシベリヤ經由ニテ

昭和 年 月 日

正金銀行東京支店ニ送付セララルル慣例

ナルガ為メ利札到着前一時番號表ヲ以テ

支拂ヲ受ケントスルノ主旨ニ外ナラズ候乍去

四分利付佛貨公債ハ倫敦又ハ巴里ニ於テモ

支拂ハルル建前ナルガ故ニ同行ノ申スガ如ク

昭和 年 月 日

之ニ對シ海外ニ流通スル内國債利札ニ關スル

特別扱等ヲ準用スベキ筋合ニアラス所詮

同行營業上ノ問題ニ過ギザルヲ以テ特ニ例外ノ

取扱ヲ爲スニモ及バザルベシト被考候間本件

申出ハ之ヲ謝絶スルコトト致シ然ルベキヤ此段

相伺候也

昭和 年 月 日

債收第八號

定十二年四月廿八日

大藏省理財局長 小野義一

日本銀行總裁 井上馨之助 殿

佛國魯家ノ所有ニ係ル本年五月日期限佛債國庫債券
元利金左記ノ方法ニ依リ本邦ニ於テ支拂フ義ト御承知
相成度此段依命及御通牒候也

記

一 魯家ハ佛債國庫債券元利金受領ノ為本邦ニ代理人
ヲ撰定スルコト

一 魯家ハ本邦ニ於テ償還ヲ受クキ佛債國庫債券ノ
元利金額ヲ電報ヲ以テ貴行本店ニ請ホスルコト

昭和 年 月 日

一 右元利金額ハ別ニ財務官ヨリノ通知ニ基キ當局ヨリ
貴行ニ通知スルコト

一 魯家ノ請求金額ト當局ノ通知金額ト符合セルトキ
ハ魯家ノ電報ヲ証券又ハ利札ノ呈示ト看做シ魯
家ノ代理人ニ支拂ヲ為スコト

一 右ニ依ル取扱ハ本年五月日ヨリ今月十五日迄トスル
コト

一 償還証券ハ打板(番号ノ部分ニ掛ラ又様ニ)ヲ行
ヒタル上貴行本店ニ送付シ別ニ財務官ノ証明セル
番号表ヲ貴行本店ニ送付スルコト

一 證券送送ニ関スル費用ハ魯家ニ於テ負担スルコト

昭和 年 月 日

債秘第二三号

大正三年五月十六日

大藏省理財局長

小野義一

日本銀行總裁井上準之助殿

本月廿八日附債秘第廿八号ヲ以テ及御通牒置候

佛國魯家ノ所有ニ係ル佛債國庫債券元利金

支拂方ニ因テ取扱期間ヲ本月末日迄ニ延長

致候係右御了知相成度依命此段及御通牒

儀也

昭和 年 月 日

12.5.1 償還 伸貨國庫債券 魯家分本邦押

自 12.5.2.

至 6.5.

證券 原 8,084,500. — ¥ 3,133,529.04

利札 182,387.50 70,692.70

昭和 年 月 日

倫敦

去年四月八日發電

同 各 着

大藏大臣宛

財務官

特第八號

第一 一九一〇年四分利付佛債公債利拂ノ件ニ関

シ巴里ノロスチヤイルトノ家ヨリ右公債巴里賣

出狀中未公債ノ満期利札支拂ハ未邦ニ

在リテハ 二五八法ニ付一〇〇圓ノ割合ノ圓

金貨ニ依ルトノ規定アルヲ楮ニ取リ現在ノ

利拂方法ハ圓價値下落ノ今日公債保

昭和 年 月 日

有者ニ不利ナレバ一金貨圓ニ對シ四九仙八四
ノ割合ニテ金貨圓貨相當額ヲ弗為替ヲ以テ
支拂フ事ニセラレ度右ハ本邦信用維持
為メモ必要ナリト趣旨ヲ以テ小官先覺書ヲ
提出シ尚次ノ利拂期限ハ五月十五日ナレバ夫レ
マテ何分ノ回答有之度ト旨ノ申添アリ

第二案ルニ先才申出ハ文字上一理慮アルニ似タリト雖モ
イ弗為替ヲ以テ支拂フ事ハ何等ノ根據ナク全ク
契約ヲ超越セル新メナル提案ト目スベク
カ若シ之ヲ採用センカ國庫負担ヲ大ナラシムルニ

昭和 年 月 日

ナラス 将来ニ悪例ヲ過ス由ニ敷大事ナルヘシ
等ヲ考ヘテ採用スヘカラザルモト認メラル

第三 依リテ小官ヨリ大伴蒞院(イ)ヲ骨子トシ明瞭
且懇懇ニ採用不可能ナル旨回答スルノ外ナシ
(尤モ討善ニ細カキ巴里「ロ」ス名イルト家カ其ハ
儘然止ムヤ否中保証ニ得ズ)ト存スル処一應
貴見系知致度

昭和 年 月 日

倫敦

正十四年四月二十七日發

財務官宛

大藏大臣

特第ニ九号

貴、電特第八号、回令利佛貨公債、利子共貨、

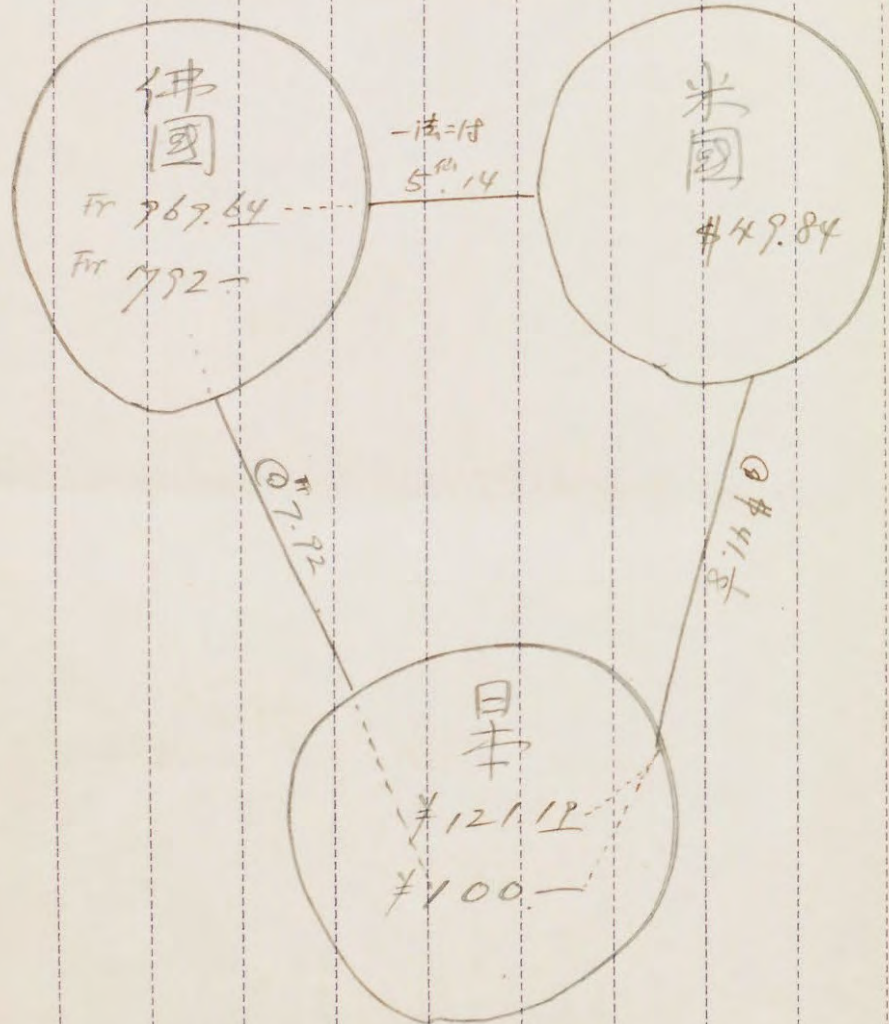
以テ支拂、要ケタキ、留家、申出、仰、等、契約ニ

根據、十千七、一、ニ、レ、テ、之、ヲ、應諾、之、得、サ、ル、ニ、付、貴、電

、如、ク、拒絶、相成、可、ク、

昭和 年 月 日

昭和
年
月
日



留入佛街利札金額
 600.000法 (大部分留家)
 本銀行

四分利付佛街公債

現在額 437.520.500法 149.320.000法

內地 328.489.000 127.120.000

海外 109.031.500 42.200.000

正金銀行倫敦支店買入內債利札金額

昭和四年中 88.000法

" 五 " 108.000法

昭和 年 月 日

魯家及正金倫敦支店
買入伸貨利札年額

500,000 法 (大部分 魯家)

四分利付佛貨公債

巴里 (ロツチルド、ソレール)
 倫敦 (橫濱正金銀行支店) 巴里宛爲替相場
 トラツセル (パロン、リオン、ラソネル、
 ルド) 取扱店ノ定ムル巴里宛爲替相場
 日本 (東京日本銀行) 258 法 = 付 100 圓

現在額 437,520.500 法 169,320,000 円

内

内地 327,520.500 127,120,000 円

海外 110,000.000 42,200,000 円

正金銀行倫敦支店買入内債利札金額

昭和四年中 86,000 円

五〃 106,000

昭和 年 月 日

四分利押貸

半年分利ナ 8,750.430 $\frac{1}{2}$

本日引取入

~~外入~~ 22,6300 $\frac{1}{2}$

自 5/5-5/10.

自五甲五月至同十月

大股+2 ✓

外務保險會社及青華會社之利息
支折額 ~~~ 免稅命令

神也

促利子支折額 ~~~

利轉帳 16,810-4

14,974,400.500

14,974,400.500 × 50. =

昭和 年 月 日

(14,974,400.500) ✓

昭和六年三月十六日

日本銀行神戶支店



管業局(國債)

御中

三月十四日電話ニテ申越相成候南店支拂ニ係ル
 資本利子税免除四分利付佛貨公債中、内地ニ於テ
 保管セラル、モノ、利金支拂高左記ノ通ニ有之候
 自昭和四年十月至昭和五年四月六ヶ月間 五、一〇〇法
 自昭和五年五月至同年十月六ヶ月間 一六、八一〇法
 追テ右ハ何レモ海外居住ノ外人ヨリ当地香港上海
 銀行支店ニ保護預致居ルモノニ有之候

昭和 年 月 日

外国人ニ支拂タル西金利付借貨ノ利息

支拂期間	利息ノ額	換算外債利息額	還元債額
4.4. — 4.9.	830.08833 ^円	2141630 ^法 —	107,081,500. — ^法
4.10. — 5.3.	853,535 —	2202120 —	110,106,000. —
5.4. — 5.9	850,19412	2193510 —	109,675,500. —
備考 西金利付借貨ノ債 現在額		487,419,000 ^法	(此額ノ利息 874,880. — ^法)

昭和 年 月 日

西谷松内地在高川

年間扱高	海外移送 (大股神戶念)	ロケットブル (本行所有)	流通高
3年 482166000	102261500	4146000	325758600 326804500
4年 446680250	110731000	4146000	331403250
5年 439604250	74138000	4146000	361320250
1318450500			1018882000

昭和 年 月 日

若川隆

~~339604250~~
~~3396298333~~
 3396298333
 3396298333

昭和五年中法分利特送係内地拂比分利

仙算公債利札銀行別受入高(概算)

銀行名	枚數	利金額	元	角
横濱正金	68,550	846.450	21,161.250	
日仙	121,650	1,577.400	39,435.000	
才一	18,232	234.250	5,856.250	
智波上河	8,891	98.360	2,459.000	
ナヨ丸三ノ一	9,775	97.50	2,437.750	
和蘭	3,774	64.20	1,605.00	
蘭印高島	3,774	64.20	1,605.00	
	219,046	2,779.50		

昭和 年 月 日

1,099.15 / 16
 69,476.250
 26,928.779

銀行領

昭和 年 月 日

昭和三年報

91.892 50

7 24 7 85.895 25

7 24 7 106.021 50



1. ~~1.862.75~~
 2. ~~1.862.75~~
 3. 917.52
 4. 2,076.25
 5. 3,141.25
 6. 0
 7. 36,400.75
 8. 3,157.75
 9. 1,332.52
 10. 2,645.
 11. 125.
 12. 0.

86.434
 86.434

2. 7801.25
 3. 1,140.
 4. 968.75
 5. 1,277.52
 6. 425.
 7. 39,283.
 8. 1,820.52
 9. 703.75
 10. 1,110.
 11. 2,408.75
 12. 0.

95-1-18

18

四分利付佛貸公債

現在額 437,520.500 法

内地

海外

日
月
年
第幾

11. 58,195.50
2. 8,486.50

12 227.50

3 2883.75

~~1~~ 44087.75

4 1,593.75

5 417.50

106.021.50

6 283.75

105,590.25

7 42877-

105,600-

8 8,452.50

9 0

10. 2,172.50

四分利付佛債公債

現在額 437,520.500 法

内

内地

海外

日
月
年
日

15,885
10,000
25,885
10,000
15,885
10,000
25,885

昭和 年 月 日

昭和六年六月渡國債元利金支拂高豫想

副總裁

理事



總裁



營業局長



昭和六年五月廿八日

日本銀行

437520500

額在現

内



日本銀行

元金一〇.五一〇.〇〇〇圓

(五分利國庫債券第百六回乘換殘り)

利子五九七八〇.〇〇〇圓

合計七〇.二九〇.〇〇〇圓

昭和 年 月 日

昭和五年六月... 10,000.00 圓

日本銀行

六月中元利金支拂高豫想

(昭和五年十二月中ノ支拂高ニ據ル)

本店直拂 四一、二二〇、〇〇〇 圓

大阪地方 九、七九〇、〇〇〇 圓

名古屋地方 三、〇〇〇、〇〇〇 圓

其他 一五、五九〇、〇〇〇 圓

計 六九、六〇〇、〇〇〇 圓

期月後ノ支拂 六九〇、〇〇〇 圓

昭和 年 月 日

政府カ第三債務者トシテ差押命令ヲ受クル

場合ニ關スル件 (勅令案)

第一條 政府ヲ第三債務者トスル差押命令ハ左ノ區分ニ依リ當該官吏

又ハ銀行ニ宛之ヲ發スルモノトス

一 支出官カ會計法第十七條ノ規定ニ依リ主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲前渡シタル資金ヲ以テ支拂ヲ爲ス債務ニ付テハ

當該資金前渡官吏

二 支出官カ會計法第十九條ノ規定ニ依リ出納官吏又ハ出納員ヲシテ繰替拂ヲ爲サシムル債務ニ付テハ前渡ノ資金ヲ以テ繰替使用セシムル場合ニ於テハ當該出納官吏、其ノ取扱ニ係ル歳入金、歳出金及歳入歳出外現金ヲ交互ニ繰替使用セシムル場合ニ於テハ其ノ繰替拂ヲ命令スル官吏但シ證書ノ呈示ニ依リ即時支拂ヲ爲サシムルモノニ付テハ當該出納官吏

三 支出官カ會計法第十八條ノ規定ニ依リ日本銀行ニ交付シタル資

六月廿六日除金支拂高簿録
(西暦五年十一月廿一日ノ支拂高簿録ニ對シ)

又ハ總計ニ成シメ銀ノハチノイ
第一編 通則ニ第三節附答イヌハ蓋然命令ハ式ノ編長ニ於テ當該官吏

組合ニ關スル件 (陳命案)
通則ニ第三節附答イヌハ蓋然命令ニ對スル

日本銀行

金ヲ以テ支拂ヲ爲ス登録國債ノ元利ニ付テハ其ノ取扱ヲ爲ス日本
銀行(本店、支店、代理店ヲ謂フ以下同シ)又ハ取扱郵便官署ノ
出納官吏

四 前三號以外ノ經費ニ屬スル債務ニ付テハ當該歲出金ノ支出官

五 保管金、保管有價證券及其ノ利子並利札ニ付テハ當該官廳ニ於

ケル取扱主任官

六 供託金、供託有價證券及其ノ利子並利札ニ付テハ當該官廳ニ於

ケル供託官吏又ハ當該事務ヲ取扱フ銀行

七 預金部預金及其ノ利子ニ付テハ其ノ取扱ヲ爲ス日本銀行

八 郵便爲替金ニ付テハ之カ拂渡ヲ爲ス出納官吏、郵便貯金及其ノ

利子ニ付テハ其ノ原簿又ハ口座ヲ管掌スル官廳ノ長但シ拂戻證書

又ハ拂出證書ヲ發行シタルモノ及郵便局所ニ於テ即時ニ拂渡ヲ爲

スモノニ付テハ之カ拂渡ヲ爲ス出納官吏

九 郵便貯金預ケ人ノ請求ニ依リ郵便官署ニ於テ購入保管スル有價

四 前二款以代、補費ニ屬スル出納ニ付テハ當該差出金、

出納官吏

兼テ（本簿、支書、其差出金ニ關シテ）又ハ其差出金、日本

日本銀行

證券及其ノ利札ニ付テハ其ノ原簿ヲ管掌スル官廳ノ長

十 委任經理資金ヲ以テ支拂ヲ爲ス債務ニ付テハ當該資金ノ經理ヲ

委任セラレタル官吏

第二條 繼續收入ノ債權差押ノ場合ニ於テ關係官廳又ハ銀行ニ變更ア

ルトキハ當該差押命令ハ變更後ノ關係官廳ノ官吏又ハ銀行ニ於テ之
ヲ承繼スルモノトス

第三條 續替拂ヲ命令スル官吏其ノ命令ヲ發シタル後又ハ保管金取扱

主任官、供託官吏其ノ取扱ニ係ル保管金、供託金ノ利子拂渡ヲ請求
シタル後差押命令ノ送達ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ拂渡ヲ爲ス

出納官吏若ハ出納員又ハ日本銀行ニ對シ差押金額ノ拂渡停止ヲ命ス
ヘシ

第四條 第一條ニ規定スル關係官吏又ハ日本銀行政府ノ債權者ニ對シ

拂渡ノ手續ヲ爲シタル後差押命令ノ送達ヲ受ケタルトキハ現金ヲ交
付シ又ハ之ニ代ヘ小切手ヲ交付シタル場合ヲ除クノ外遲滞ナク指定

日本銀行

拂渡場所ニ差押金額ノ拂渡停止ヲ命シ仍必要アルトキハ同時ニ關係
日本銀行ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第五條 差押命令送達ノ通知ヲ受ケタル差押債權者ヨリ差押金額ニ付
拂渡停止ノ請求アリタルトキハ出納官吏若ハ出納員又ハ日本銀行ハ
前二條ニ依ル命令又ハ通知ヲ受ケサルトキト雖モ假ニ當該金額ノ拂
渡ヲ停止スヘシ

第六條 金錢債務ニ付差押命令ノ送達ヲ受ケタルトキハ第一條ニ規定
スル關係官吏又ハ銀行ハ左ノ場合ヲ除クノ外差押債務額供託ノ手續
ヲ爲スヘシ

- 一 當該債務カ辨濟期ニ達セサルトキ
- 二 轉付命令又ハ取立命令（民事訴訟法第六百七條ニ依ルモノ及同
第六百二十一條ノ場合ヲ除ク）ノ送達アリタルトキ

第七條 裁判所ノ命令ニ依リ金額ヲ差押債權者ニ拂渡ヲ要スルトキハ
第一條ニ規定スル關係官吏又ハ銀行ノ手續ヲ爲スヘシ

日本銀行

第八條 裁判所ノ命令ニ依リ差押有價證券及其ノ利札ヲ執達吏ニ引渡
ヲ要スルトキハ第一條ニ規定スル關係官吏又ハ銀行之カ引渡ノ手續
ヲ爲スヘシ

第九條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ大藏大臣之ヲ定ム
第十條 本令ノ規定ハ假差押命令ヲ受クル場合及國稅徵收法第二十三
條ノ一ノ規定ニ依ル差押ノ通知ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十六年勅令第二百六十一號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前政府カ第三債務者トシテ受ケタル差押命令、假差押命令

又ハ國稅徵收法ニ依ル差押ノ通知ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔原文〕 本令ハ銀行ニ關シ必要ナル點ニ關シテハ大體大正ノ...

本令訓旨通達類及第三附新答
即前二十六半原令條二百六十一條ハ之ヲ廢止ス
本令ハ公債ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「政府ノ第ニ債務者トシテ差押ヲ受ケル場合ニ關スル件」勅令ノ案ホ中
登錄國債ノ關スル規定ノ解釋及豫想ヲ得ヘキ實際問題ニ
「第ニ未之辨」トシテ登錄國債ノ元利トシテ甲種登錄及乙種登錄ノ
者ヲ包含スルモノト解釋ス

平勅令ニ未之實施ト共ニ廢止セラル、明治二十六年勅令第百六十
一號第ニ未但書トシテ「記名ノ債ノ利ニ對シテ差押ス」トアリ、尙
未タ甲種登錄ノ制及シテ又明治二十九年國債ノ關スル法律
發布以後之、登錄國債ト云フ時、甲種登錄及乙種登錄國
債ヲ總括指稱ス

二、乙種登錄國ノ元利差押場合ニ「記名證書又ハ利札提供ヲ要ス
」特點ノ關スル別ニ「各省々々」以テ規定セラレコト、思考ス

昭和 年 月 日

政府カ券之債務カ存トシテ差押ヘラレタル債務カ額支拂停止支拂
執行及供託之關スル手續（明治二十七年地方自治ノ第一號）
ニテノ規定アリ

裁判所ノ命令ニ據ル差押金額、支拂ヲ受ケル時ニ差押債權
存リテ適宜ノ額收證書、公債之利ノ場合ニ於テハ公債證書又

ハ利札トモテ之ヲ徴スルニ差押金額ヲ拂フヘシ

三、差押債務額供託ノ手續ヲ行ハスル場合ハ、
該債務カ辨済期ニ達セ
ル時、券方条トシテ登錄國債ノ利金ニ付テ云ヘシ該登錄國債
ノ元金償還期又ハ利金支拂期カ既ニ到達シ又ハ開始セル時ノ
意味ト解釋ス即チ市場ノ利金支拂市場所名本ノ又ハ郵便
局ノ邊ニテ手續差押債務額供託ノ手續ヲ行ハスヘキモノト思考ス

昭和 年 月 日

但乙種登録國債之付下、證券又リ利札ノ提供ナキ時、支拂ヲ為ラ
トヲ得ス

四、資本利子税控除ノ關係ハ如何ニハキカ例ヘリ、利子額式百五十圓ニ對シ
同額ノ差押アリタル場合ニハ資本利子税五圓ヲ控除シ、式百四十圓
ヲ供託シテ可ナリヤ、又利子額ノ一部ノ差押アリタル場合例ヘリ、利子額
式百五十圓ノ内、式百圓ノ差押アリタル時ハ式百圓ヲ供託スヘキヤ、然レ
モ、式百圓ニ對スル資本利子税ノ控除者如何

供託ノ場合及供託金拂戻ノ場合共、資本
利子税ノ同額ヲ生セサルベシ

昭和 年 月 日

政府が第三債務者トシテ差押命令ヲ

発スル場合ニ関スル勅令あり、就テ

一、政府ヲ第三者トスル差押命令ハ大臣宛ニ發セシ大藏大臣ヨリ日本銀行ニ命令シ登録國債ノ元利ニ付セカ取扱ヲ為サシムヘキ以附合ノモノナレバ中間ノ力ヲ省略スルノ意味ニ於テ日本銀行之ヲ受領スヘキモノト解ス。岩田法律顧問ニ差押命令ヲ受ケル日日本銀行ノ地位ニ私法上ノ受領代理人ナリト解スルヲ穩當ナリトス。

一、差押假差押ノ效力ハ第三債務者ニ對スル命令送達ニヨリ發生スルヲ以テ當該命令ハ本行ニ送達

大正 年 月 日

サレタハハ 效力ヲ 發生スルモノナリト 解ス。

(註) 強新執行保金ノ 為メスル 假差押ニ 主ノ 執

行ニ 差押ニ 准テセラルルモノナリト以テ 附記登錄事項

トシテ 差押ト 同様ニ 取扱フ(キエナリ)

一、勅令第 第 一 条 第 三 支 出 限 カ 令 計 法 第 十 八 条 ノ 規

定ニ 依リ 日本 銀行ニ 交付シタル 資本金ヲ 以テ 支押ヲ 為ス 登

録 國 債 ノ 元 利ニ 付テハ 本 邦 本 支 店 代 理 店 又ハ 郵便

局 署 ノ 出 納 官 支 店ニ 差 押 令 令ヲ 發スルモノトシタルカ

セテ 弘 義ニ 解スルハハ 却テ 力 國 庫 令 令ノ 出 納 官 署ヲ 取扱

フ 加 故ニ 國 債ノ 執 行 手 続 本 邦 本 支 店 元 利 拂 返 令 令 一 種ノ 前

後 令 令ノ 支 付ヲ 受 付ルカ 故ニ 支 押 令 令ノ 執 行 手 続 本 邦 本 支 店ニ 拘

大正 年 月 日

ら、在り完之差押命令が敷せらるゝと解せらるゝカセヲ
狭義之解スル中ハ元新押券金ノ支押票開始ノ当日交付
せらるゝとシテカ故、本条之規定スル在り完ノ差押命令ハ
何レモ支押票到来ノ後ノ付テノミナリト解シ得可シ、従テ
實際問題トシテハ差押命令ト物付命令トカ同時ニ送
達せらるゝ場合多カニテ想像せらるゝ。

一、物令案第六条ノ規定ニ依ル差押債務額供託ノ
手続ニ差押ノ命令ヲ受ケタレバ当該債務額が既
ニ年清状(支押票)ニ送シ括ルハ又ハ差押ノ命令ヲ
受ケタレバ拘ラズ物付ノ命令又ハ取立命令ノ送達(第十條)
合ニセテ行フノ意ニ解ス。

大正 年 月 日

一、若し并通共ノ意義カ支押共開始ノ意味ニ非スレバ
記名者カ年、済ヲ受クル有ク本旨意口ニ年トシテ
指稱スルモノトスレハ、人ニ条尔一項ノ供託ノ問題ニ起
ルコト稀一有ナルニ

一、人ニ条尔ニ關シテ差押命令ノ送達ヲ受ケタルニ拘ラズ
付命令又ニ取立命令、送達トシ場合ニ支押共到来
ノモノ付テハ差押債務額供託ノ自後ヲおスルモノト解ス
一、為差押ヘラレタル甲種登録玉債ニ対シ物付命令ノ送
達アリタルニ拘ラズ同時ニ差押債務額ヨリ登録変更ノ
請求トシ場合ノ取扱方ニ附記登録ニ物付命令アリ
タル以後ノ支押共ノ届ニ初子ニ登録変更ノ取扱方了レ

法律上ノ
根拠アリ

法律上ノ
根拠アリ

法律上ノ
根拠アリ

大正 年 月 日
法律上ノ
根拠アリ

その後差押債権名義之支拂ノ事取扱ナリ
日本銀行

取扱ナリ

以上ヲ根據トシテ實際ノ取扱方ニ付考案スルニ
一、甲種登録ノ場合ノ取扱方

(イ) 差押命令ノ送達者
支ケタル場合
附記登録ヲ為ス

(註) 記名者ノ権利行使ヲ制限スルト同時ニ其後(或ハ同時ニ)
起ルル中物付命令又ハ取立命令ニヨリ権利移物

其他ノ取扱ヲナスヲ要ス

(ロ) 轉付命令ノ場合
登録変更
又ハ元利金支拂
(債目更新ノ場合)

(ハ) 取立命令ノ場合
登録除却ノ上証券交付
又ハ元利金ノ支拂

大正 年 月 日

一、乙種登録ノ場合ノ取扱方

記名証券ニ就キテハ現物ニ付(委任状ヲ附セシムルカ或ハ

登録書更請求書ニ捺印セシム)差押執行ス

委任状アリ

中ハハ終リ命令ニヨリ登録書更ノ手続ヲシテハ如何

大正 年 月 日

債務者トシテ 陳述 其他ノ義務ヲ負擔スル以上 若シ本
行ノ陳述ヲ怠ルコトアルハ 最モ之ニ因リテ生スル損害ニ
付テハ 大抵大臣ノ責ニ任スル中モト 解スルカ 穩
考陶トラン。

大正 年 月 日

四月一日以降受人ノ買入米穀ノ代金トシテ交付スル
米穀證券（う號）發行方ノ件

標記ノ件別紙ノ通農林省ヨリ照會有之候處本件ハ客月三十一日迄ヲ期間
トシテ買入シタル分ノ繼續ニシテ特別ノ事情ニ依リ四月一日以後ニ至リ
受人ヲ爲シタル爲償還期日ヲ昭和七年四月一日ト致シタルモノニ有之理
論上記號ヲ變更シ且ツ日本銀行割引歩合ノ告示ヲ爲スヘキ筈ノ處發行額
モ僅少ナルニヨリ特別扱トシテ記號及割引歩合ヲ三月中受入分ト同一ニ
シ割引歩合告示ヲ省略スルコトニ御決定相成可然哉日本銀行ニ對スル發
行交付方通牒案ヲ具シ此段相伺候也
尙右ノ趣旨ハ農林省ト打合濟ニ有之日本銀行ヘ對シテハ發行通牒ニ左記
ノ通附記スルコトニ致度

國債ニ關スル時効問題ノ二三

一、欠缺利札ニ對シテ控除拂ヲ爲シ後日該利札ヲ發見シ呈示シタル場合之ニ對シテ爲ス支拂ノ時効起算點ハ

イ、當初ノ元金償還期日ナリヤ

ロ、控除拂ヲ爲シタルトキナリヤ

三、又右ノ支拂ニ付テノ時効期間ハ

イ、元金ノ一部トシテノ支拂ヲ爲スモノナルカ故二十年トスヘキヤ

ロ、元金ノ一部支拂ナルモ呈示スルモノカ利札ナルヲ以テ利札ノ時

効期間ニ依ルヘキモノナリヤ

三、尙欠缺利札ノ呈示ニ付テハ法第七條第二項ニ「何時ト雖其ノ利札ヲ提

出シテ控除金額ノ仕拂ヲ請求スルコトヲ得」トアルモ何時トハ「時効
期間中何時ト雖モ」ノ意ニシテ時効期間ヲ無視スルニアラサルハ勿論
ナリト解シ差支ナキヤ

四、償還ノ開始ニ心付カス償還期日後支拂期到來ノ利札ニ對シ利子ノ支拂
ヲ受ケタル者元金ノ時効完成後償還ヲ請求セル場合右利子ノ支拂カ元
金ノ一部償還ナリトスルモ之ニ依テ元金ニ對スル時効ノ中斷ト認ムル
ハ不當ナリト解シ支障ナキヤ

國債ニ關スル時効問題ノ二三

一、欠缺利札ニ對シテ控除拂ヲ爲シ後日該利札ヲ發見シ呈示シタル場合之ニ對シテ爲ス支拂ノ時効起算點ハ

イ、當初ノ元金償還期日ナリヤ

ロ、控除拂ヲ爲シタルトキナリヤ

◎利札面記載ノ支拂期日ヨリ起算スルモノト解ス

三、又右ノ支拂ニ付テノ時効期間ハ

イ、元金ノ一部トシテノ支拂ヲ爲スモノナルカ故二十年トスヘキヤ

ロ、元金ノ一部支拂ナルモ呈示スルモノカ利札ナルヲ以テ利札ノ時

效期間ニ依ルヘキモノナリヤ

◎利子ノ時効ヲ適用スルモノト解ス

三、尙欠缺利札ノ呈示ニ付テハ法第七條第二項ニ「何時ト雖其ノ利札ヲ提出シテ控除金額ノ仕拂ヲ請求スルコトヲ得」トアルモ何時トハ「時効期間中何時ト雖モ」ノ意ニシテ時効期間ヲ無視スルニアラサルハ勿論ナリト解シ差支ナキヤ

◎「何時ト雖モ」トハ猶其利札面ニ記載スル支拂期前ト雖モト云フカ如キ意ニシテ時効ヲ無視スルモノニアラサルハ勿論ナリ

四、償還ノ開始ニ心付カス償還期日後支拂期到來ノ利札ニ對シ利子ノ支拂
ヲ受ケタル者元金ノ時効完成後償還ヲ請求セル場合右利子ノ支拂力元
金ノ一部償還ナリトスルモ之ニ依テ元金ニ對スル時効ノ中斷ト認ムル
ハ不當ナリト解シ支障ナキヤ

◎時効中斷ノ效果ナシト解ス

レ行アヤ

◎國債元金償還後ノ利札ノ性質ト國債ニ關スル法律第七條ノ解釋

國債利札ニ對スル支拂請求權ハ元金償還後渡期ノ到來スル利札ニ付テモ券面記載ノ渡期ヨリ五箇年間消滅セサルモノトス

一、按スルニ利息債權ハ其性質上元本債權カ消滅スルトキハ其後發生セスト雖モ、利札カ元本證券ト分離轉スルコトヲ認ムル以上理論ニ從ヒ元金償還期以後ノ利札ヲ當然無効ナルモノトスルトキハ利札所持人ニ不測ノ損害ヲ招來スルカ故ニ利札所持人カ有スル券面記載ノ文言ニ從ヒ支拂ハルヘキノ期待ヲ尊重シ、此期待ニ反シ損害ヲ被ムルコト無カラシメントスルコトカ國債ニ關スル法律第七條ノ趣旨ナリト解スルヲ相當トス從テ其結果利札ハ元金ト獨立シテ存立スル無因債權的性質ヲ有スルモノト言フコトヲ得ヘシ

承認拂ヲ受ケタル國債證券ノ償還期後ノ利札ニ付キ考フルモ亦同一ニシテ此場合元金ヨリ形式上控除ノ手續ヲ取ラスト雖モ其實質ニ於テハ之ヲ控除シ更ニ其控除サレタル金額ニ付キ其利札ニ對スル承認拂ヲモ同時ニ受クルモノト認ムルヲ相當トスヘシ

ニ第七條第二項ノ控除金額支拂請求權ハ理論上元金一部ノ支拂ヲ求ムル權利ナルカ故ニ第九條ニ依リ元金ノ消滅時効ニ從フコト、ナルヤノ疑アリト雖モ上述スル如ク元金償還後ノ利札ハ性質上元金ノ一部ノ支拂ナルモ、之ヲ支拂フ所以ノモノハ利札所持人ニ不測ノ損害ヲ被ルコト無カラシメントスルニ在ルヲ以テ利子支拂ノ場合ニ比シ其以上該所持人ヲ保護シ時効期間ヲ延長スヘキ理由ナシ、故ニ控除金額支拂請求權ノ時効ハ五年ニシテ各利札ノ渡期ヨリ起算スルモノトス茲ニ「何時ト雖」トノ法意ハ利札ハ既ニ元金償還後ト雖モ各利札面記載ノ渡期ヲ待ツテ支拂ヲ爲スヲ本來トスルモ繰上償還ノ關係上速ニ結末ヲ付クル必要アルニヨリ所持人ニシテ繰上償還ノ事實ヲ知リタル場合ニハ渡期ノ如何ニ關セス便宜支拂ヲ爲スノ趣旨ニシテ控除金額ニ對シ特ニ期限ヲ早メタルモノナレハ取扱上元金ヨリ控除シタルノ事實ヲ以テ偶々控除金額ニ相當スル欠缺利札ノ時効期限カ特ニ元金ノ消滅時効ニ從フコト、ナル理ナシ蓋シ若シ然ラストセハ繰上償還ヲ知ラサル利札所持人ヲ保護セントスル趣旨ヲ貫徹スル能ハサ

レハナリ

昭和四年二月二十六日

7
54
3
9

(岩田博士閱)

◎ 國債ニ關スル法律第七條第二項ニ所謂「何時ト雖」トノ解釋

「何時ト雖」トアルハ猶其ノ利札面ニ記載スル利子仕拂期前ト云フカ
如シ而シテ該利子仕拂期以後ニ於テ持參人アルトキハ取扱銀行ハ單ニ
其ノ利札ニ對シテ仕拂ヲ爲シ利子トシテ勘定整理スヘキヲ以テ此ノ場
合ニハ第二項ノ適用ヲ見ス

(國債法及國債規則解疏)

◎時效中斷ト承認及拋棄ノ意思表示

大正五年（オ）第六五七號
同 年一〇月一三日判決 大審

債權ニ付キ時效中斷ノ效力ヲ生スヘキ承認又ハ既ニ完成シタル時效ノ利益ノ拋棄ハ何レモ債務者ヨリ債權者ニ對シテ爲ス意思表示ナラサルヘカラス從テ單ニ銀行者カ其銀行内ノ帳簿ニ預金ノ利子ヲ元金ニ組入レタル旨ヲ記入シタルノ一事ハ未タ以テ預金者ニ對シ承認又ハ拋棄アリタルモノト謂フヲ得ス

◎金債債權ニ於ケル利息ノ支拂ハ元本債權ノ存在ニ對スル默示ノ承認トシテ時効中斷ノ效力ヲ生スト見ルヘキモノトス（鳩山博士法律行爲乃至時効六四五頁）

從テ國債ニ於テモ利札ニ對スル支拂ハ元金ニ對スル時効中斷ノ效力ヲ生スルニ非スヤノ觀ナキニ非ス然レトモ國債ノ利札ハ其利渡期後ニ於テハ全然證券ト分離シ獨立シテ之ヲ行使シ得ル別個ノ債權ト見做シ得ヘク又實際ニ於テモ證券ト分離シテ輾轉スルヲ得ヘキカ故ニ元本債權ノ從タル債權ト稱スルヲ得ス從テ之ニ對スル支拂ハ元本債權ニ對スル時効中斷ノ效力ヲ生セスト解スルヲ正當トスヘシ況ンヤ償還國債ニ付テハ償還期後ニハ利子ヲ附セサル規定ナルヲ以テ假令償還期後ノ支拂期ニ屬スル利札ノ支拂ヲ爲スコトアルモ元本債權ニ於ケル利息ノ支拂ニアラサルハ勿論ナリ以上ノ理由ニ依リ總テ利札ノ支拂ハ元本債權ニ對スル時効中斷ノ效果ヲ生セス

◎減紛失ニヨル償還元利金支拂後之ニ對スル償還期以後ノ利札カ支拂濟トナリタル場合ニ於ケル辨償並ニ擔保解除ニ關スル件

大藏省へ照會

明治四十二年十一月十日
國債第五二七號

明治三十九年四月法律第三十四號第六條ニ據リ償還元利金ノ仕拂ヲナセシ減失又ハ紛失無記名國債證券ノ償還期以後ノ利札カ仕拂濟トナリタル場合ニハ曩ニ償還ヲ受ケシ者ヲシテ右利札ニ相當スル金額及法定利子ヲ辨償セシムヘキヤ否ヤ若シ辨償セシムルヲ要セストセハ曩ニ償還ヲ受ケシモノカ該證券ヲ發見シ之ヲ返還スルトキハ右利札ノ欠缺シ居ルモ仍ホ擔保ノ全部ヲ解除シ差支ヘナキヤ否ヤ又辨償セシムヘキモノトセハ右利札欠缺ノ證券返還ノ際其擔保ヲ解除スルニ當リ欠缺利札ニ對シ其ノ一部ヲ留保スヘキヤ否ヤ

右ハ差掛リ居リ候間至急御意見承知致度此段及御照會候也

大藏省ヨリ回答

明治四十二年十二月三日
往第一四六一九號

減失又ハ紛失シタル無記名國債證券附屬利札ニ相當スル支拂金額及法定
利子辨償ノ件ニ付本月十日付國債第五二七號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ
利札ニ相當スル仕拂金額及法定利子ヲ辨償セシムル儀ト御承知相成度從
テ後段利札欠缺ノ證券返還ノ際其ノ擔保ヲ解除スルニ當リ欠缺利札ニ對
シ其ノ一部ヲ留保スヘキモノト存候省議ヲ經此段及回答候也

(參照)

「大藏省ニ於ケル原議ニ附シタル理由書」

第二ノ問題ハ第一ノ問題解決セハ當然解決ス而シテ第一ノ問題ニ關シ消極積極ノ二說アリ積極論亦之ヲ二說ニ分ツコトヲ得即チ左ノ如シ

第一消極說 法律第三十四號第六條無記名國債證券利札トハ各獨立シ後段其證券又ハ利札トアルニ相對應ス即チ文理上證券ハ證券ノミニシテ附屬利札ヲ包含セス故ニ償還以後ノ利札仕拂濟トナリシ場合ハ辨償セシムルコトヲ得ス

第二積極說

(イ) 茲ニ無記名國債證券又ハ利札トアルハ各獨立スルト雖後段其證券又ハ利札トアルニ相對スルモノニアラス無記名國債證券ハ後段其證券又ハ利札ノ持參人ト連續シテ讀ムヘキモノナリ依テ此場合ニハ辨償セシメサルヘカラス但シ其辨償額ハ持參人カ仕拂ヲ受ケタル金額トス

(ロ) 證券又ハ利札トアル文字ノ前後對應ニ付テハ消極說ノ如シト雖モ附屬利札ハ其證券ノ一部ヲ構成スルモノナレハ證券ノ爲メノ擔保

ハ其附屬利札ノ擔保ヲモ包含スルモノト謂テ可ナリ故ニ後段ノ證券
ヲ擴張シテ此中ニ附屬利札ヲ包含セシメサルヘカラス從テ本件ノ場
合ニ於テ辨償セシムヘキハ勿論ナリ但シ前同斷

第一說ハ單ニ文理ニノミ走り法ノ精神ヲ沒却セルモノナリ若シ斯クノ如
クセハ國家ハ損失ヲ蒙リ此條文ヲ設ケシ趣旨ニ反ス第二說（イ）ハ法ノ
精神ニ適合スルモ文理上稍困難ナリ第二說（ロ）ハ最モ法ノ精神ニ適合
スルモ而モ文理解釋上亦甚シキ不都合アルヲ見ス依テ此說ヲ採用セラレ
可然ト思考ス

第二問題擔保解除ノ件ハ前段ノ解決ニ基キ其一部ヲ留保スヘキモノト認

ム

◎ 欠缺利札ニ對スル承認支拂方ニ關スル件

大藏省へ照會 明治四十三年九月十七日
國債第七〇九號

第一 無記名國債證券償還ノ場合ニ附屬利札ノ欠缺セルモノアルトキハ之ニ相當スル金額ヲ元金ノ内ヨリ控除スルコトハ三十九年法律第三十四號第七條第一項ノ規定スル所ニシテ債主カ其ノ控除セラレタル金額ノ仕拂ヲ請求スルニハ同條第二項ニ依リ欠缺利札ヲ提出スルヨリ他ニ致方無之様被相考候へ共同法律第六條ニ於テハ無記名國債證券利札ノ滅失又ハ紛失ニ對シ擔保ヲ提供シ又ハ保證人ヲ立テ、仕拂ノ請求ヲ爲シ得ルノ途ヲ規定セラレ候ニ付前記欠缺利札ニ對シテモ仕拂ノ請求ヲ爲シ得ルヤニモ相見エ候若シ其ノ請求ヲ爲シ得ルトセハ該欠缺利札金ハ元金ノ一部トシテ直ニ仕拂ノ請求ヲ爲シ得ルヤ又ハ利子トシテ渡期ノ到來ヲ待ツテ其ノ請求ヲ爲スヘキヤ

第二 毀損ノ無記名國債證券引換請求ノ際附屬利札中欠缺セルモノアルニ因リ國債規則第十條ニ依リ其ノ欠缺利札ニ於ケル利子金額ニ相當

スル現金ヲ納付セシメ候處其代リ證券ハ今回償還セラレ候ニ付右納付
金ニ對スル利札金額ノ支拂ヲ請求スルモノニ有之候然ルニ納付金ノ仕
拂ニ就テハ何等ノ明文モ無之候へ共三十九年法律第三十四號第六條ニ
依リ償還期日前仕拂期ノ開始セル毀損證券附屬ノ欠缺利札ニ對シテハ
仕拂ノ請求爲シ得ルヤニモ相見エ候若シ然リトセハ償還期日後ノ渡期
ニ屬シ未タ仕拂期ノ開始セサルモノニ對シテモ仕拂ノ請求ヲ爲シ得ル
ヤ假リニ得ルトセハ直ニ請求ヲ爲スヘキヤ又ハ利札面ノ渡期ノ致來ヲ
待ツテ請求スヘキヤ

右ハ目下差シ掛リタル事件有之候間至急何分ノ御回示相煩度此段及御
照會候也

大藏省ヨリ回答 明治四十三年十月六日
往第一〇七九五號

客月十七日付國債第七〇九號ヲ以テ國債證券ノ欠缺利札ニ對スル仕拂
取扱方ノ件御照會ノ趣了承第一項欠缺利札ニ付テ法律第三十四號第六
條ニ依リ仕拂ノ請求アリタルトキハ元金ノ一部トシテ仕拂相成可然第

二項欠缺利札ニ對スル納付金ハ如何ナル事由アリトモ還付スヘキモノ
ニ無之候得共該欠缺利札ニ付テ右第六條ニ依ル仕拂請求アリタル場合
苟モ其ノ利札面記載ノ利子仕拂期到來以後ナルトキハ元金償還期ノ如
何ニ拘ラス仕拂ヲ爲シ可然ト存候此段及御回答候也